

「安全・安心パトロールカー」地域団体貸出事業
対象団体の拡大について

17.09.22

1 事業の概要

(1)目的

地域団体による自主的なパトロール活動を支援するため、「安全・安心パトロールカー」を地域団体への貸出を行うとともに、併せて委託警備員（運転要員）を派遣する事業を実施する。

(2)事業開始時期

平成 16 年 6 月

(3)貸出対象団体（変更前）

町会自治会・商店会・PTA
地域防犯防火活動実施登録団体

(4)貸出の頻度

貸出は、1 団体あたり月 1 回（7 時間以内）とし、1 回の貸出にあたり貸出台数は 1 台とする。

(5)貸出実績 [平成 16 年度（6 月～3 月）実績]

貸出件数	105 件
貸出団体数	45 団体

2 貸出対象団体の拡大について

(1)拡大の考え方

当該事業の貸出対象団体として、「練馬区安全・安心協議会」に委員を派遣している団体を新たに加えるものとする。

(2)拡大の理由

- ・ 当該事業開始当初は貸出の需要を測ることが困難であったが、事業開始後 1 年を経過し、対象団体を拡大しても対応可能であると考えたため。
- ・ 拡大対象となる団体は、当然のことながら練馬区の安全安心まちづくりに対する意識が高く、団体の全区的行事等について、「安全・安心パトロールカー」使用の需要・要望があるため。

(3)変更時期

平成 17 年 10 月から